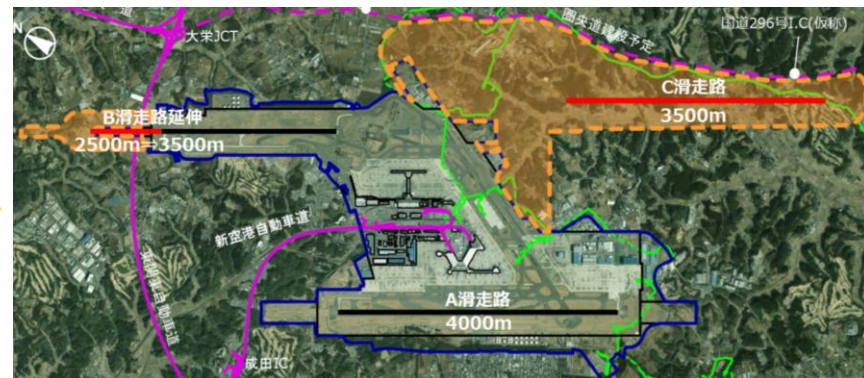
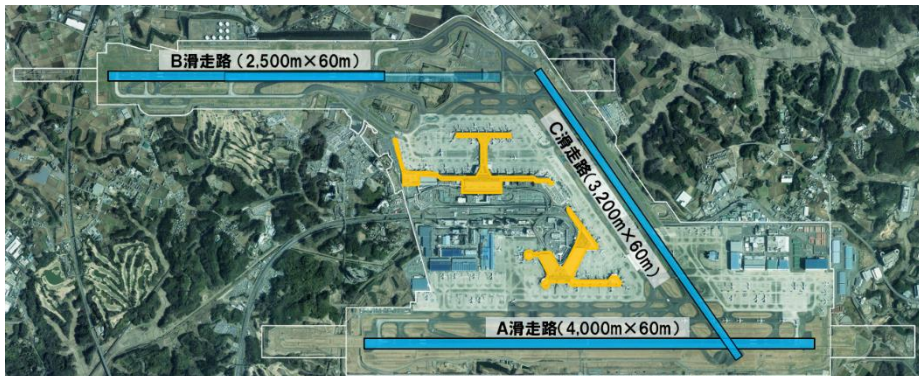


## 成田空港の基本計画の改定について

- 成田空港会社法第3条で、成田空港の設置管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合することを定めており、基本計画が滑走路増設等に係る変更許可の前提。これまでは、昭和41年に定めた基本計画を踏襲。
- 地元との合意に従い、横風用滑走路の計画を廃し、新たにB滑走路延長・C滑走路新設を行うため、基本計画を改定。



## 【主な改定内容】

## 旧計画

## 新計画

	旧計画	新計画
1 ア 滑走路の数	3本	3本
イ 配置	2本は平行滑走路、他の1本は横風用滑走路とし、平行滑走路の間隔は2500m以上	平行滑走路とし、それぞれの滑走路の間隔は2500m以上
ウ 長さ	平行滑走路のうち1本はおおむね4000m、他の1本はおおむね2500m、横風用滑走路の長さは3200m	滑走路のうち1本は4000m、他の2本は3500m
エ 滑走路の幅	各滑走路とも60m	それぞれ45m以上
オ 着陸帯の幅	各滑走路とも300m以上	それぞれ280m以上
2 空港敷地の面積	1060ヘクタール程度	2600ヘクタール程度
3 工事完成の予定期限	4000メートル滑走路等はおおむね昭和45年度末まで、全工事の完成は昭和48年度末を目標	滑走路等は令和12年(2030年)を目処に、所要の諸施設はその後の需要に応じて順次
4 運用時間*	24時間	24時間
5 その他必要な基本事項		空港の設置管理は、航空機騒音等による障害の防止、生活環境の改善等を着実に実施しつつ行う。

\* 航空機の離着陸時間(機能強化後は午前5時～午前0時半)とは別。緊急事態等の場合は時間外でも受入可能。